

第4回 航空機製造事業法における無人機規制の在り方に関する検討会 議事要旨

日時：令和7年6月20日（金曜日）11時00分～11時50分

場所：経済産業省本館5階東1会議室

事務局からの資料説明後、以下の意見交換がなされた。

○意見交換

- 航空機製造事業法は製造だけでなく、修理方法についても認可の対象。事業法の規制の対象範囲について、無人機の閾値は150キロ以上で変わらない。
- 150キロ以上の無人機だと、より大型のバッテリーが必要。これを回避するためにも、燃料電池をはじめとするパワーソースを含めた議論が求められる。
- 航空機用エンジンとのハイブリッドも注視していかなければならない。ハイブリッド化された原動機は、現行規定では対象外。技術的なフィージビリティを見ながら議論を深めたい。
- 事業法の許可をとった特定設備について、他用途での使用等、フレキシブルな使い方をしたいとのニーズがある。これに対し、事業法においても柔軟に対応していく。
- 電動機の対象範囲を部品単位ではなく、ユニット単位とする方針については、電動機の一つ一つの部品を製造する事業者全てを規制の対象とすることは負担が大きく現実的と言えないため、「電動機」として製造・修理を行う事業者に限定していく方向。